

第4回 NPO 法人ウッドデッキ (WD) 理事会

議事次第

日時：2023年11月1日(水) 12:00-13:00

開催場所：国際教養大学

議案：

- | | |
|------------------------|---------|
| 1. 前回議事録報告 | 資料1、資料2 |
| 2. 入会及び退会規程について | 資料3 |
| 3. 寄付金取扱い規程について | 資料4 |
| 4. 表彰規程について | 資料5 |
| 5. WD シンポジウム 2023 について | 資料6 |
| 6. 今後の予定 | |
| 7. その他 | 資料7 |

配布資料：

- | | |
|--------------------------------|------|
| 資料1：第3回理事会議事録..... | p.2 |
| 資料2：第3回理事会議事要旨..... | p.4 |
| 資料3：入会及び退会規程(案)..... | p.6 |
| 資料4：寄付金取扱い規程(案)..... | p.8 |
| 資料5：法人貢献表彰規程(案)..... | p.12 |
| 資料6：WD シンポジウム 2023 (ポスター)..... | p.14 |
| 資料7：定款・規程等リスト..... | p.15 |

特定非営利活動法人ウッドデッキ
第3回 理事会 議事録

- 1 開催日時：2023年5月9日（火）15:30-16:30
- 2 開催場所：zoomによるオンライン
- 3 出席者の数：5名（参加対象者6名）
実参加：5名 渡辺、山極、カセム、ヴィーツォレック、秋山
事務局：辻
- 4 議題
 - 第1号議案 前回議事録確認
 - 第2号議案 アニュアルレポート案報告
 - 第3号議案 会計報告
 - 第4号議案 総会について
 - 第5号議案 新入会員について
 - 第6号議案 スポンサーについて
 - 第7号議案 2023年度担当案
 - 第8号議案 その他

5 議事の経過の概要及び議決結果

第1号議案 前回議事録確認

議長は、前回議事録を説明後、その承認を求めたところ満場異議なく承認可決した。

第2号議案 アニュアルレポート案報告

議長は、アニュアルレポート案について報告し、これが確認された。

第3号議案 会計報告

議長は、会計報告について報告し、これが確認された。

第4号議案 総会について

議長は、2023年度の総会について説明し、これが確認された。

第5号議案 新入会員について

議長は、新入会員について説明し、その承認を求めたところ満場異議なく承認可決した。

第6号議案 スポンサーについて

議長は、スポンサーについて報告し、これが確認された。

第7号議案 2023年度担当案

議長は、2023年度担当案について説明し、その承認を求めたところ満場異議なく原案通り承認可決した。

第8号議案 その他

今後の活動について、事由に意見交換を行った。

以上ですべての議事は終了した。

以上、第3回理事会の議事録が正確であることを証します。

2023年5月18日

議長

渡辺美代子

議事録署名人

秋山 咲也

議事録署名人

山形 剛一

特定非営利活動法人ウッドデッキ
第3回 理事会 議事要旨

- 1 開催日時：2023年5月9日（火）15:30-16:30
- 2 開催場所：zoomによるオンライン
- 3 出席者の数：5名（参加対象者6名）
実参加：5名 渡辺、山極、カセム、ヴィーツォレック、秋山
事務局：辻
- 4 議題
 - 第1号議案 前回議事録確認
 - 第2号議案 アニュアルレポート案報告
 - 第3号議案 会計報告
 - 第4号議案 総会について
 - 第5号議案 新入会員について
 - 第6号議案 スポンサーについて
 - 第7号議案 2023年度担当案
 - 第8号議案 その他

5 議事の経過の概要及び議決結果

第1号議案 前回議事録確認

議長は、前回議事録を説明後、その承認を求めたところ満場異議なく承認可決した。

第2号議案 アニュアルレポート案報告

議長は、アニュアルレポート案について報告し、これが確認された。

第3号議案 会計報告

議長は、会計報告について報告し、これが確認された。

秋山監事より、会計監査の報告があり、問題がない旨発言があった。

第4号議案 総会について

議長は、2023年度の総会について説明し、これが確認された。

第5号議案 新入会員について

議長は、新入会員について説明し、その承認を求めたところ満場異議なく承認可決した。

第6号議案 スポンサーについて

議長は、スポンサーについて報告し、これが確認された。

第7号議案 2023年度担当案

議長は、2023年度担当案について説明し、その承認を求めたところ満場異議なく原案通り承認可決した。

第8号議案 その他

今後の活動について、事由に意見交換を行った。

主に、

- ・特定非営利活動法人ウッドデッキとしてのフラッグシップ事業の同定の重要性
- ・企業と大学の人事交流が少ない現状と重要性
- ・法人として時代に合った視点を持ち俯瞰して社会を見ることの重要性
- ・社会へオピニオン（提言）を出していく可能性
- ・宣伝の戦略を含めたネットワークの重要性

等について意見交換を行った。

以上ですべての議事は終了した。

特定非営利活動法人ウッドデッキ 寄付金取扱規程（案）

規程第3号

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ウッドデッキ（以下「当法人」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄付金 個人または団体から使途の特定がなされずに受領する寄付金
 - (2) 指定寄付金 広く一般に、当法人が使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金
- 2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

（一般寄付金の募集及び使途）

第3条 当法人は常時一般寄付金を募ることができる。

2 一般寄付金は、定款第5条に定める特定非営利活動に係る事業に使用するほか、当法人の運営上必要な範囲で管理費に使用することができる。

（指定寄付金の募集及び使途）

第4条 指定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他の必要な事項を説明した書面を理事会に提出、承認を求めなければならない。

2 指定寄付金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第5条の特定非営利活動目的事業のうち特定の事業に使用することとして資金使途を具体的に定めなければならない。

（受け入れ制限）

第5条 当法人は、寄附金等が次の各号のいずれかに該当するときは、その寄付金等の受け入れを辞退し、寄付者に対して、受領した寄付金等を返還することができる。

- (1) 法律に抵触するとき
- (2) 当法人の業務遂行上支障があると認められるとき
- (3) 当法人が受け入れるときに、社会通念上不相当と認められるとき
- (4) 反社会的勢力に係るものからの寄付と認められるとき
- (5) その他当法人が特に業務に支障があると認めたもの。

(情報公開)

第6条 当法人が受領する寄付金については、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄付者に対する個人情報については、別に定める個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に基づき、情報を管理するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、2023年 月 日から施行する。

特定非営利活動法人ウッドデッキ 入会及び退会規程（案）

規程第2号

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ウッドデッキ（以下「当法人」という。）の定款第6条から第12条に定める既定に基づき、当法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（入会の手続き）

第2条 当法人の正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、理事会において定める入会申込書（別紙第1号様式）を提出し、理事会の承認を得なければならない。

（入会資格審査基準）

第3条 当法人の正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、次の各号のいずれの要件も満たす必要があり、理事会においてこの基準に基づき入会の可否を決定するものとする。

（1）入会申込書に不実がないこと。

（2）入会申込書及び関係書類等から、当法人の会員として当法人の目的に賛同する者と認められること。

2 代表理事は、理事会において入会の可否を決定したときは、速やかに本人に通知するものとする。

（会員の権利の発生）

第4条 会員の権利は、理事会において入会を承認された後、定款第8条により総会の議を経て入会金及び会費の納入をもって発生するものとする。

（会員名簿）

第5条 入会を承認されたものは当法人会員名簿に掲載するものとする。

2 会員は、会員名簿の記載事項に変更が生じた場合は速やかに届出なければならない。

（退会）

第6条 定款第10条に規定する退会については、会員は退会届（別紙第2号様式）を提出して、任意に退会することができる。但し、退会届は退会を希望する日以前に代表理事宛に提出しなければならない。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第7条 会員が年度の途中で会員資格を喪失した場合であっても、当該年度の会費は納入しなければならない。

2 当法人は、会員が納入した入会金及び会費についてはこれを返還しない。

(再入会)

第8条 会員資格を喪失したものが再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会の申し込みに対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込ものに通知する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失したものは、資格喪失後5年間は、再入会を認めないこととする。

(会員の異動に関する通知)

第9条 当法人代表理事は、第3条第2項の規定に基づき入会を決定したとき若しくは当法人の会員がその資格を喪失し又は退会したこと等により会員に異動があったときは、当法人のホームページに掲載しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、2023年 月 日から施行する。

(別紙第1号様式)

特定非営利活動法人ウッドデッキ 会員入会申込書

申込日 年 月 日

私は、特定非営利活動法人ウッドデッキの活動趣旨に賛同し、会員への入会申込みをいたします。

☆下記項目の該当部分に☑、またはご記入ください。

会員種類	<input type="checkbox"/> 正会員（個人） <input type="checkbox"/> 賛助会員（個人）	<input type="checkbox"/> 正会員（団体） <input type="checkbox"/> 賛助会員（団体）
フリガナ		
氏名又は団体名	団体の代表者名： 団体の担当者名：	
所属・役職 （個人の方）		
住 所	〒	
電話番号	TEL	
E-mail		
当法人を知った理由	<input type="checkbox"/> 紹介（ より） <input type="checkbox"/> HP <input type="checkbox"/> その他（ ）	

- ※ この申込における個人情報は、本法人の運営のみに使用いたします。
- ※ 正会員は総会において一議決権を行使できます。なお賛助会員には議決権はございません。
- ※ 本法人の定款はホームページ（<https://www.wooddeck.org/document>）をご覧ください。
- ※ ご不明な点がございましたら、本法人お問い合わせサイト（<https://www.wooddeck.org/contact>）よりご連絡ください。

【申込方法】

入会をご希望の方は、本申込書にご記入のうえ、電子メールで、事務局メールアドレス宛にご送信ください。

事務局メールアドレス：secretariat.wd@gmail.com

(別紙第2号様式)

特定非営利活動法人ウッドデッキ 会員退会申込書

申込日 年 月 日

私は、特定非営利活動法人ウッドデッキからの退会申込みをいたします。

☆下記項目の該当部分に☑、またはご記入ください。

※ この申込における個人情報、本法人の運営のみに使用いたします。

会員種類	<input type="checkbox"/> 正会員（個人） <input type="checkbox"/> 賛助会員（個人）	<input type="checkbox"/> 正会員（団体） <input type="checkbox"/> 賛助会員（団体）
フリガナ		
氏名又は団体名	団体の代表者名： 団体の担当者名：	
所属・役職 (個人の方)		
住 所	〒	
電話番号	TEL	
E-mail		
退会理由（差支えない範囲で）		

※ 本法人の定款はホームページ (<https://www.wooddeck.org/document>) でご覧ください。

※ ご不明な点がございましたら、本法人お問い合わせサイト (<https://www.wooddeck.org/contact>) よりご連絡ください。

【申込方法】

退会をご希望の会員は、本申込書にご記入のうえ、電子メールで、事務局メールアドレス宛にご送信ください。

事務局メールアドレス : secretariat.wd@gmail.com

特定非営利活動法人ウッドデッキ 法人貢献表彰規程（案）

規程第4号

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ウッドデッキ（以下「当法人」という。）が当法人に貢献した者を「Best contributor」として表彰することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象）

第2条 本表彰は、前条の目的をふまえ、原則として前年度の当法人に最も貢献した会員及び会員外の者を対象とする。

（受賞候補者の募集）

第3条 本表彰の受賞候補者は、当法人の会員が推薦することができ、対象となる者について毎年度募集する。

（選考基準）

第4条 第1条の目的ならびに第2条の対象を踏まえて、以下のいずれかに該当する者を選考する。

- ア. 前年度の当法人の事業に最も貢献した者
- イ. 前年度の当法人の管理に最も貢献した者

（選考方法）

第5条 本表彰の選考は理事会にて行う。

（受賞者の決定）

第6条 受賞者は、理事会の審議を経て、理事会が決定する。

（表彰）

第7条 本表彰式は総会において実施する。本表彰の受賞者には、表彰トロフィーを授与し、副賞を授与することができる。

（選考結果の公示）

第8条 本表彰の選考結果は、当該年度の年次報告及びホームページにおいて公示する。

（授与証明書の請求）

第9条 受賞者は必要に応じ、代表理事に対して授与証明書の発行を請求することができる。

(個人情報保護)

第10条 受賞者及び受賞候補者に対する個人情報については、別に定める個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に基づき、情報を管理するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、2023年 月 日から施行する。

Wood Deck

NPO法人ウッドデッキシンポジウム 2023

2023 **11.1** WED
13:00-16:30

資料6



場所：国際教養大学コベルコホール＋オンライン視聴

司会：森田純恵(秋田県立大学教授)

未来の仕事/秋田に学ぶ 過去～現在～未来

SYMPOSIUM PROGRAM

GREETINGS

13:00～13:10

開会挨拶：モンテ・カセム(国際教養大学理事長・学長)

TALKS-1

13:10～13:55

基調講演

「風土を醸す映像制作/地域に根ざした映画館運営」

- 栗原エミル(株式会社アウトクロープ代表取締役 社長)
- 松本トラヴィス(株式会社アウトクロープ取締役)

TALKS-2

13:55～14:40

基調講演

「未来を築くサステナブルな企業/秋田から世界への挑戦」

- 並木里也子(Orbray 株式会社 代表取締役社長)

14:40～15:00 休憩

DISCUSSION

15:00～16:25 討議

パネリスト

- 長瀬一男(わらび座 Digital Art Factory Chief Director)
- 藤田直子(秋田県立大学教授)
- 山極壽一(総合地球環境学研究所所長)

ファシリテーター

- 高瀬賢吉(中央大学教授)

15:00～15:40 グループ討論

15:40～16:25 パネル討論

CLOSING

16:25～16:30

閉会挨拶：渡辺美代子(NPO 法人 ウッドデッキ代表理事)



栗原エミル
株式会社アウトクロープ
代表取締役 社長



松本トラヴィス
株式会社アウトクロープ
取締役



並木里也子
Orbray 株式会社
代表取締役 社長



名称		制定日	施行日
定款		2022/5/20 第1回総会	2022/8/26 法人設立日
規程第1号	謝金規程	2022/12/12 第2回理事会	2022/12/12
規程第2号	入会及び退会規程（案）	2023/11/1/（予定） 第4回理事会	2023/11/1（予定）
規程第3号	寄付金取扱い規程（案）	2023年11月1日（予定） 第4回理事会	2023年11月1日（予定）
規程第4号	法人貢献表彰規程（案）	2023年11月1日（予定） 第4回理事会	2023年11月1日（予定）
個人情報保護方針（プライバシーポリシー）		2022/12/12 第2回理事会	2022/12/12